

国立大学法人京都大学教育研究評議会規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 研究科長、地球環境学堂長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長</p> <p>(4) 研究科（次号に定めるものを除く。）の教授各2名</p> <p>(5) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科及び地球環境学堂の教授 各1名</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 高等教育研究開発推進センター、国際融合創造センター、フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、地域研究統合情報センター及び<u>学術情報メディアセンター</u>の長</p> <p>(8) 附属図書館長</p> <p>2 前項第4号及び第5号の評議員は、当該研究科又は地球環境学堂の教授会の議に基づき、総長が指名する。</p> <p>3 第1項第4号及び第5号の評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) {</p> <p>(2) {</p> <p>(3) {</p> <p>(4) { (同 左)</p> <p>(5) {</p> <p>(6) {</p> <p>(7) 高等教育研究開発推進センター、国際融合創造センター、フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、地域研究統合情報センター、<u>学術情報メディアセンター及びこのころの未来研究センター</u>の長</p> <p>(8) {</p> <p>2 {</p> <p>3 { (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>